

四日市ドーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第38号

四日市ドーム条例の一部を改正する条例

四日市ドーム条例(平成9年四日市市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(ドームの管理)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>ドームの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次条に規定する使用許可、第10条に規定する使用許可の取消し、第11条に規定する特別の設備の設置許可、第12条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第6条に規定する利用料金の徴収、第7条に規定する利用料金の減免、第8条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務</u></p> <p><u>(3) ドームの施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務</u></p>

(使用の許可)

第3条 ドームを使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドームの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) ドームの施設、附属設備等 (以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(3) (略)

3 市長は、第1項の許可に際して、ドームの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 ドームの使用について許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める使用料の額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して市長が必要と認めた業務

(使用の許可)

第5条 ドームを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ドームの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) (略)

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、ドームの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第6条 ドームの使用について許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、利用料金を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第5条 市長は、別に規則で定める基準に従い、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。
ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3)から(5)まで (略)

2 前項の規定により、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとする

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。
ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3)から(5)まで (略)

2 前項の規定により、使用者が損害を受けても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとする

きは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備を設置させることができる。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ドームへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(3)まで (略)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、ドームの使用を終了したとき又は第8条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 (略)

(管理の代行等)

第13条 市長は、ドームを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

るときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備を設置させることができる。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ドームへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(3)まで (略)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、ドームの使用を終了したとき又は第10条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 (略)

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にドームを管理しなければならない。

(1) 第3条に規定する使用許可、第8条に規定する使用許可の取消し、第9条に規定する特別の設備の設置許可、第10条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務

(2) 第4条に規定する使用料の徴収、第5条に規定する使用料の減免、第6条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関して市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「別表第1及び別表第2に定める額」とあるのは「別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」

と、「使用料」とあるのは「利用料金」
と、第 8 条第 1 項中「市長」とあるの
は「指定管理者」と、同条第 2 項中「市
長」とあるのは「市及び指定管理者」
と、第 9 条及び第 10 条中「市長」と
あるのは「指定管理者」と、別表第 1
中「専用使用料」とあるのは「専用利
用料金の上限額」と、別表第 2 中「個
人使用料」とあるのは「個人利用料金
の上限額」と、別表第 1 及び別表第 2
の備考中「使用料」とあるのは「利用
料金の上限額」と、「延長使用料」と
あるのは「延長利用料金の上限額」と
する。

4 第 1 項の規定により指定管理者に管
理を行わせる場合における利用料金
は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に
基づき、指定管理者の収入として收受
させるものとする。

(委任)

第 14 条 (略)

(委任)

第 15 条 (略)

改正後

別表第 1 (第 4 条関係)

専用使用料

(略)

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に使用する場合の使用料は、規定料金の 100 分の 120 の額とする。

- 2 延長使用料は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 3 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 4 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。
- 5 準備又は撤去のためにのみ使用しようとする日における使用料は、規定料金の100分の80の額とする。
- 6 アリーナを分割して使用する場合は片面使用（南北分割）とし、この場合の使用料は規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第1（第6条関係）

専用利用料金の上限額

(略)

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の120の額とする。
- 2 延長利用料金の上限額は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。
- 3 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その利用料金の上限額は各時間区分の規定料金の合計額とする。
- 4 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。
- 5 準備又は撤去のためにのみ使用しようとする日における利用料金の上限額は、規定料金の100分の80の額とする。

6 アリーナを分割して使用する場合は半面使用（南北分割）とし、この場合の利用料金の上限額は規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第2（第4条関係）

アリーナの一般公開日における個人使用料

(略)

備考

市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第6条関係）

アリーナの一般公開日における個人利用料金の上限額

(略)

備考

市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市ドーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市ドーム条例（以

下「新条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 新条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部スポーツ課)